

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市三ヶ島五丁目五四一番四 ○地先から同市三ヶ島五丁目五 四一番四二地先まで		区 間
一三・二〇〇 一五・〇〇	九・二〇〇 一五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三七・三〇		延長 (メートル)
交差点改良事業による		備考